

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学内保育施設に関する規程

令和6年6月25日
規程第 7 号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に、本学の職員及び学生並びに生駒市民等が養育する乳幼児を対象とした保育施設（以下「保育所」という。）を置く。

(目的)

第2条 保育所は、本学の職員及び学生の就業又は就学及び子育ての両立支援に資するとともに、生駒市との相互協力に基づき、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第3条 保育所の名称は、「奈良先端大 咲いてく保育園」とする。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 職員 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則（平成16年規則第3号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則（平成29年規則第1号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成17年規則第1号）又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任研究員就業規則（令和5年規則第1号）の適用を受ける職員
- (2) 学生 本学の博士前期課程又は博士後期課程に在籍する学生
- (3) 従業員枠 保育所定員枠のうち、本学が乳幼児の受入の可否を判断するもの
- (4) 地域枠 保育所定員枠のうち、生駒市が乳幼児の受入の可否を判断するもの
- (5) 受託者 本学から保育所に関する業務の委託を受けた者

(業務の委託)

第5条 本学が必要と認めた保育所に関する業務は、受託者が行う。
2 前項の業務の管理者は、受託者が指名する保育士とする。

(運営会議)

第6条 本学に、次に掲げる事項を審議する保育所運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- (1) 保育所の利用に関すること。
 - (2) 保育所を利用する者（以下「利用者」という。）の募集及び決定に関すること。
 - (3) 利用者の選考基準に関すること。
 - (4) 基本保育料を除く保育所の利用に必要な料金に関すること。
 - (5) その他保育所に関すること。
- 2 運営会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) ダイバーシティ&インクルージョン推進室長（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関する規程（平成21年規程第3号。以下「ダイバーシティ&インクルージョン推進規程」という。）第8条第1項第1号の室長をいう。以下同じ。）
 - (2) ダイバーシティ&インクルージョン推進規程第7条第1項第4号の室員
 - (3) ダイバーシティ&インクルージョン推進規程第7条第1項第5号の室員
 - (4) ダイバーシティ&インクルージョン推進規程第7条第1項第6号の室員
 - (5) 学長が指名する教員
 - (6) 人事課長
- 3 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。
- 4 運営会議に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、運営会議の業務を総括する。
- 6 運営会議に委員長補佐を置き、第2項第4号の委員をもって充てる。
- 7 委員長補佐は、委員長を補佐する。
- 8 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（保育する乳幼児）

第7条 保育所が保育する乳幼児は、0歳児から2歳児まで（生後3月を経過した翌月以後から満3歳に達した年度の末日までをいう。）とする。

（保育所の利用資格）

第8条 従業員枠を利用できる者は、前条に定める乳幼児を養育する本学の職員、学生又は運営会議が適当と認める者であって、就業、就学、疾病、介護その他の事情により、当該乳幼児について保育施設による保育が必要であると認められるものとする。

- 2 地域枠を利用できる者は、生駒市が行った利用調整により保育所の利用が決定された者とする。

(利用申込)

第9条 従業員枠において保育所の利用を希望する者は、別に定める入所申込書をダイバーシティ&インクルージョン推進室長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第10条 ダイバーシティ&インクルージョン推進室長は、前条に規定する入所申込書の提出があったときは、運営会議の議に基づき、利用の許可又は不許可を決定する。この場合において、ダイバーシティ&インクルージョン推進室長は、当該決定の結果について、当該申込書を提出した者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により保育所の利用を許可された者が保育所を利用する場合は、当該許可を受けた者は、速やかに居住する市区町村の定める手続を行うものとする。

(保育料等)

第11条 保育所の利用に必要な料金（次項及び第12条第1項において「保育料等」という。）は、次の表のとおりとする。

種別	料金
基本保育料	利用者が居住する市区町村の定めによる。
延長保育料	受託者の定めによる。
おやつ代	受託者の定めによる。

- 2 利用者は、居住する市区町村及び受託者の定める期日までに保育料等を納入しなければならない。
- 3 基本保育料の返納については、利用者が居住する市区町村の定めに従うものとし、おやつ代の返納については、受託者の定めに従うものとする。
- 4 基本保育料の算定に当たっては、入所又は退所した日の属する月を含むものとし、日割計算は行わない。

(利用の中止)

第12条 ダイバーシティ&インクルージョン推進室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、従業員枠における保育所の利用者（以下この項において「従業員枠利用者」という。）の利用を中止させることができる。

- (1) 従業員枠利用者が第8条第1項に規定する利用資格を失った場合
- (2) 従業員枠利用者の園児が1月以上にわたり保育所を欠席する場合又は出席日数が4日に満たない月が2月連続した場合
- (3) 従業員枠利用者の園児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあり、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると認められ、かつ、それらが原因で当該園児が保育所を欠席し、保育所に再び出席できないおそ

れがあると認められる場合

- (4) 従業員枠利用者が保育料等を3月以上滞納し、かつ、納入の督促に応じない場合
 - (5) 従業員枠利用者がダイバーシティ&インクルージョン推進室長、利用者が居住する市区町村又は受託者に提出した書類の記載事項に虚偽があった場合
 - (6) その他従業員枠利用者が不適切な利用を行った場合
- 2 利用者が利用の中止を希望する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、中止しようとする日の1月前までに別に定める退所届をダイバーシティ&インクルージョン推進室長に提出しなければならない。

(地域枠の手続)

第13条 地域枠の利用に係る手続は、利用者が居住する市区町村の定めに従うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、保育所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。